

# 香南中学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組む。

## 第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

### 1 いじめの未然防止

生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。

また、全校生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

### 2 いじめの早期発見

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。

### 3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。対応に当たっては、教職員全員の共通理解の下、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

### 4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会及び警察等関係機関に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。場合によっては保護者会を設け、説明する。

### 5 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。

## 第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「香南中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年団生徒指導担当教員、教育相談担当、特別支援担当、養護教諭とし、必要に応じてS CやS S Wも参加する。

## 第3 本校におけるいじめ防止等のための取組

### 1 いじめの未然防止

#### (1) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進する。

## (2) 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

## (3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

## (4) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。

## 2 いじめの早期発見

### (1) 日常的な観察

すべての教職員が、生徒の示す変化を見逃さないようにする。

### (2) 「ライフ」を活用したいじめの把握

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、毎日の生活を記録する「ライフ」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

### (3) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせる。

### (4) 教育相談体制の整備

生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、SCやSSW等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

## 3 いじめに対する処置

### (1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有する。
- ・ 速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関及び市教委に報告し、指導及び指示を仰ぐ。

### (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ いじめられた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、SCなどの協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

### (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす絶対許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察等関係機関や市教委と相談して対処する。

### (4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導等を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ いじめの傍観者であった生徒に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

## 第4 重大事態への対処

### 1 報告

いじめにより、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合等、重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会及び警察等関係機関への報告を行う。

### 2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「香南中学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

## 第5 教職員の指導力の向上

いじめの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。「HAND IN HAND」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。